

新型コロナウイルス影響下での税務・人事 アップデート

現在、新型コロナウイルスの影響で経済状況や働き方などが、めまぐるしく変化しており、さまざまな部署で対応に追われているのではないかと思います。このような状況を踏まえて、このニュースレターでは、会計・税務・人事の観点から対応のポイントをいくつか説明させていただきます。

主な対応のポイント

1. 一時解雇(Temporary Layoff)	2
1.1. 一時解雇(Temporary Layoff) とは	2
1.2. 一時解雇の際に必要な手続き	2
1.3. 一時解雇の際に注意すること	2
2. 4月2日施行予定の新しい法律について	3
2.1. Emergency Paid Sick Leave Act (緊急有給病気休暇)	3
2.2. Emergency Family Medical Leave Expansion Act (緊急家族/医療休暇法)	3
2.3. 財源について	3
3. 中小企業融資プログラム	4
3.1. SBA (中小企業庁) による融資プログラム	4
3.2. ロサンゼルス市 - Small Business Emergency Microloan Program	5
3.3. ニューヨーク市 - Small Business Continuity Fund	5
2.4 Facebook による中小企業支援プログラム	5
4. 税務 - 申告期限/納付期限の延長	5

1. 一時解雇(Temporary Layoff)

先週のニュースレターでは、人事の観点から在宅勤務の導入、労働時間の削減、従業員の視点から利用できる公的補助をまとめましたが、その後、州や市で外出禁止令が発表されたことにより、作業場を閉鎖せざるを得ない企業様も多いと思います。今回のニュースレターでは、このような状況下でレイオフを検討される際に活用できる一時解雇(Temporary Layoff) とその際の注意点を以下にまとめます。尚、こちらは弊社が位置しておりますカリフォルニア州の法律に基づいての情報となりますことご了承ください。

1.1. 一時解雇(Temporary Layoff) とは

レイオフは業績や統合を理由に実施される場合が多いですが、今回のコロナウィルスは状況が異なります。多くの企業様ではコロナウィルスが収束し、またビジネスを運営できるようになったら通常営業したい、と欲しているのではないのでしょうか。通常一般的なレイオフの場合は再雇用の可能性は高くなく、有給の買取や保険の解約などが必要ですが、今回のような状況では一時解雇が適切なケースが多いです。これは、同じレイオフであっても「期間限定」であることが前提で、従業員がオフィスに來れない間、無給休暇とすることです。従業員が復歸することを前提としているため、有給休暇の買取や保険の解約は保留となり、復歸時には、レイオフ前と同じ内容で雇用を続けることができる、というものです。従業員の収入はその期間 100%無くなりますので、CA 州の失業保険の対象となり最大で 1 週間に\$450 が支給されます。

1.2. 一時解雇の際に必要な手続き

一般的なレイオフと多くは変わりません。政府の指示でビジネスを一時閉鎖することになったことを記載したレター、失業保険のパンフレット、Change in relationship form、その日までの給与のチェックを最終日に渡します。レターには、①復歸の見込み時期、②復歸時のタイトル・ポジション（レイオフ前の職務と同じ）②保険の継続について、③失業保険の申請、について記載し主旨を従業員と共有することをお勧めします。

1.3. 一時解雇の際に注意すること

解雇に関わる局面で訴訟リスクが高まることに変わりはありません。日頃から法律を遵守した運営をされることを基本に、訴訟リスクの高い差別（性別、障害、人種、年齢、国籍、宗教）や報復行為と受け取られるきっかけを作ることのないよう、従業員を平等に扱うことが重要です。対象となる従業員を選定する際には、上記を十分に考慮の上、万が一に備えてなぜその従業員が対象なのかを職務や勤続年数などの項目と関連して書面化しておくことをお勧めします。

今回は政府の発表によるところもあり、従業員も理解を示してくれる場合が多いのではと思いますが、そうであっても会社としてきちんとした対応を取ることで、今後の信頼関係にも影響が大きいイベントと思います。何かご質問などございましたら、可能な範囲で対応させていただきますので個別にお問い合わせください。

2. 4 月 2 日施行予定の新しい法律について

コロナウィルスによる影響を受けた個人に対する救済措置として、FFCRA (Families First Coronavirus Response Act) 法が議会により成立、2020 年 3 月 18 日にトランプ大統領により署名されました。この法律は 500 名以下の企業が対象で、2020 年 4 月 2 日から施行される予定です。法律の詳細に関わる情報は未だ発表されていない状況ですが、現状ある情報の範囲で以下概要をご説明させていただきます。詳細は政府の公式ページをご参照ください。

2.1. Emergency Paid Sick Leave Act (緊急有給病気休暇)

コロナウィルスが原因で仕事ができない状況の従業員に 80 時間の有給病気休暇 (Paid Sick Leave) を提供することを義務付けるものです。政府や医師の指示による事故隔離の対象となっている場合、コロナウィルスの症状が出ており検査を必要としている場合、隔離された家族の世話をする場合にこの休暇を利用できます。自身の症状による場合は 100%の給与が支払われますが、家族の看病の場合は通常の給与の 2/3 (上限\$200/日) とすることができます。

CA 州では既に最低 24 時間の病気休暇の提供が義務づけられていますが、これとは別に、コロナウィルス用としてこの 80 時間を提供することが必要になります。

2.2. Emergency Family Medical Leave Expansion Act (緊急家族/医療休暇法)

コロナウィルスの影響による学校や託児所の閉鎖により仕事ができない従業員に対し、雇用の保障と給与の 2/3 を支給することを義務付けるものです。期間は通常の FMLA と同じく 12 週間なのですが、今回は FMLA では異例の給与の支給も義務付けられているので、注意が必要です。最初の 10 日間は無給とすることができます (この期間従業員は有給の使用が可能)、11 日目以降は通常の給与の 2/3 のレート (上限\$200/日、最大で総額\$10,000) を支給しなければいけません。尚、こちらは雇用主の負担を考慮し、将来的に 50 名以下の企業は免除されることが検討されています。25 名以下の企業はビジネスの状況によって雇用保障の部分が免除されます。

2.3. 財源について

上記の 2 つの制度を利用した従業員に対して支給した給与については、まずは雇用者が税務当局に納付すべき給与税から控除がされます。その上で、控除しきれなかった金額については、還付を請求できます。例えば、上記有給制度を利用した従業員に対する給与が\$5,000 で、全従業員に係る雇用者負担の給与税が\$8,000 の場合は、その納付すべき\$8,000 の給与税から\$5,000 が控除され、\$3,000 を納付することになります。一方で、上記有給制度を利用した従業員に対する給与が\$10,000 で、全従業員に係る雇用者負担の給与税が\$8,000 の場合は、その納付すべき\$8,000 の給与税は全額控除され、控除しきれなかった\$2,000 については還付が請求できます。

3. 中小企業融資プログラム

新型コロナウイルスによる企業の資金繰りの悪化を受け、連邦、州および各自治体で対策として主として中小企業を対象とする融資プログラムを用意しております。また、Facebook や Amazon などの企業が中小企業支援を発表しています。以下では、主要な融資/支援プログラムに関する概要を解説いたします。詳細や実際に申込みについては、今回は、以下に連邦、カリフォルニアとニューヨークの HP のリンクを記載しますので、詳細はそちらをご参照ください。

なお、融資プログラムへの申し込みが殺到していて、実際に申し込んでから融資がおりるまで、時間が掛かることが予想されます。必要な可能性がある方は、ぎりぎりまで待たずに、速やかに申し込まれるようにして頂ければと思います。

3.1. SBA (Small Business Association (中小企業庁))による融資プログラム

中小企業庁は、新型コロナウイルスにより影響を受けた米国内の企業に対して、最大 2,000,000 ドルの融資プログラムを設けています。

同融資プログラムの融資条件等の概要は以下となります。

SBA (中小企業庁) による融資プログラム	
利用目的	運転資金への利用が目的。 長期ローンの借り換えへの利用は認められない。
借入利率	3.75% (非営利組織については、2.75%)
返済期限	最大 30 年
借入上限	最大 2,000,000 ドル

同融資プログラムの詳細情報や実際の申込みについては、以下のリンク先をご参照ください。

SBA 融資プログラムの内容

<https://www.sba.gov/page/coronavirus-covid-19-small-business-guidance-loan-resources>

SBA 融資プログラム申込ページ

<https://disasterloan.sba.gov/ela/Account/Login>

3.2. ロサンゼルス市 - Small Business Emergency Microloan Program

ロサンゼルス市では、新型コロナウイルスにより影響を受けた市内の中小企業に対して、最大 20,000 ドルの少額ローン融資プログラムを設けています。同ローンは、運転資金としての用途に限定されており、利率 0%/返済期限最大 1 年のオプションと、利率 3-5%/返済期限最大 5 年のオプションが用意されています。なお、従業員の雇用の維持が融資の条件となっているようです。

<https://ewddlacity.com/index.php/microloan-program>

3.3. ニューヨーク市 - Small Business Continuity Fund

ニューヨーク市では、雇用の維持と事業の継続を目的として、新型コロナウイルスの影響により売上が 25% 以上減少した従業員 100 人未満の中小企業に対して、最大 75,000 ドルの無利息の融資プログラムを設けています。

<https://www1.nyc.gov/site/sbs/businesses/covid19-business-outreach.page>

2.4 Facebook による中小企業支援プログラム

Facebook は、新型コロナウイルスにより影響を受けた世界の中小企業を支援するため、最大 30,000 社の中小企業に対し、合計で 1 億ドルの支援金を提供すると発表しました。対象となる中小企業や申込みなどの詳細については、今後アナウンスされる予定です。

<https://www.facebook.com/business/grants>

4. 税務 - 申告期限/納付期限の延長

新型コロナウイルスの感染拡大による混乱を受け、連邦税務当局は 2020 年 4 月 15 日が期限となる 2019 年度の税務申告書の提出期限を **2020 年 7 月 15 日**に延長を発表しました。また、納付期限も 2020 年 7 月 15 日に延長されております。州税についても、多くの州で申告期限及び納付期限の延長が発表されておりますが、州ごとに延長された期限は異なりますので、4 月 15 日以降に提出を予定される場合は、事前にご確認ください。

このニュースレターは、一般的な情報の為に作成・配布された物であり、個別具体的な状況に対するアドバイスではありません。個別具体的な状況に関するアドバイスについては別途専門家にご相談を頂くよう、お願い致します。

All Rights Reserved by TOPC Potentia P.C.

経営者の視点から

パートナー、CEO

高野 大輔

Email: dtakano@topc.us

人事担当

HR マネージャー

ハモンド 瞳

Email: hitomih@topc.us

税務担当

シニアタックスアドバイザー

西巻 昇吾

Email: shogon@topc.us



879 West 190th Street, Suite 900, Gardena, California 90248
tel: 310.323.8800 fax: 310.323.8850 www.topc.us info@topc.us